

消費生活緊急情報

第63号

平成27年12月25日

友人等から勧められた「裁定取引講座」による

トラブルにご注意！

友人や会社の先輩等に食事に誘われ飲食店に行ってみると、同席している業者に、海外スポーツの勝敗の「裁定取引」に関する講座等を勧められて、断り切れず、消費者金融に借金をして契約してしまったという相談が寄せられています。

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所などで勧誘し、高額な契約を結ばせる「アポイントメントセールス」や、友人や知人などに「必ず儲かる」などと言われ、高額な契約を結んでしまう「マルチ商法」には充分注意しましょう。

不審に思ったり、契約トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や
局番なしの「188」

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(平日・日曜 9時から17時まで)